

# I. 青梅市国土強靱化地域計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災での経験をもとに、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを目指すため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」(以下「基本法」という。)を制定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定しました。

基本法では、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことを地方公共団体の責務として規定しており、都においても、平成28年1月に「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

本市においても、発生が懸念されている地震災害に加え、台風や豪雨、土砂崩れ等の自然災害等への対応が求められている中、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避するために、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

このような背景を踏まえ、国の「国土強靱化基本計画」および東京都(以下、「都」という。)の「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りながら、本市の責務として「青梅市国土強靱化地域計画」を策定し、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めます。

また、強靱化の推進により、国連が掲げる世界共通の行動目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献を目指します。

ちょこっと  
コラム

SDGs(エス・ディー・ジーズ)ってな～に?

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さないこと」を理念として、日本も積極的に取り組んでいます。



強靱化の推進にあたっては、特に以下の4目標への貢献を目指します。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



17 パートナースhipで目標を達成しよう



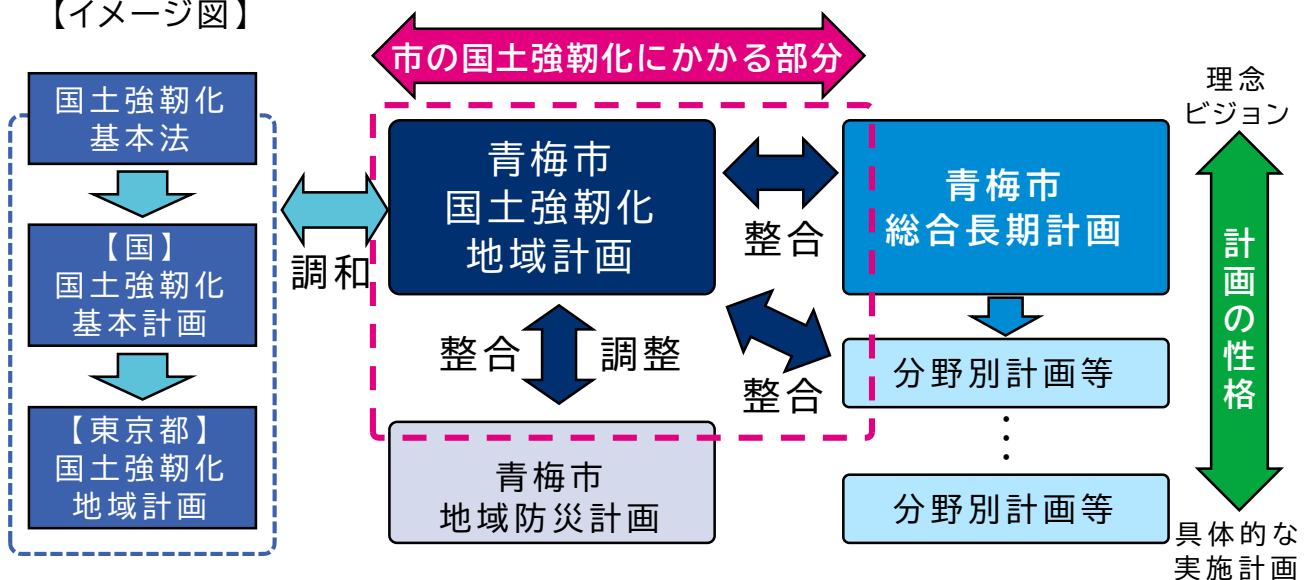
## 2 本計画の位置付けと他計画との関係

本計画は、基本法第 13 条にもとづき策定する地域計画であり、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。

なお、本市は、あらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針として、「青梅市総合長期計画」を策定しています。

本計画はこの総合長期計画で掲げる基本構想・基本計画との整合を図るとともに災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条にもとづき、本市の災害対策について網羅的に定めた「青梅市地域防災計画」など、施策分野別の各種計画を横断的に捉える計画として位置づけます。

【イメージ図】



## 3 計画期間

本計画の期間は、令和 5(2023)年から令和 14(2032)年までの 10 年間とします。

なお、計画の見直しについては、第 7 次青梅市総合長期計画や、関係法令の改正、国および都の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢等の変化や国、都の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行います。

なお、個別の施策は、それぞれ関連付けられる各種計画において、進捗管理、評価等（PDCA サイクル）を行うこととします。